

# 公務災害防止について

## 別 冊 資 料

- 資料1 福岡県支部における公務災害・通勤災害認定状況・・・・・・・・・・ 1
- 資料2 全国の公務災害認定事案における発生状況別推移・・・・・・・・・・ 1
- 資料3 全国の公務災害認定事案における死亡事案の発生状況・・・・・・・・ 2
- 資料4 主な報告事例（各所属の報告から）・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 資料5 地方公務員災害補償基金公務災害防止啓発ポスター（平成27年度）・・ 9
- 資料6 地方公務員災害補償基金福岡県支部ホームページのお知らせ・・・・・・・・ 11

## 資料1

## 福岡県支部における公務災害・通勤災害認定状況(平成27年度認定分)

	公務災害	通勤災害	計
県	475	37	512
市町村・一部事務組合	137	23	160
計	612	60	672

## 資料2

## 全国の公務災害認定事案における発生状況別推移(全職種合計)

表1 事故形態別

全職種							(単位:件、%)	
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計	割合	
00 墜落・転落	1,301	1,313	1,307	1,390	1,338	6,649	5.2	
01 転倒	3,893	4,038	3,811	3,796	4,037	19,575	15.4	
02 激突	1,871	1,815	1,877	1,788	1,854	9,205	7.2	
03 飛来・落下	1,145	1,254	1,203	1,122	1,161	5,885	4.6	
04 崩壊・倒壊	41	36	30	33	50	190	0.1	
05 激突され	853	787	993	1,062	968	4,663	3.7	
06 はさまれ、巻き込まれ	1,316	1,421	1,345	1,391	1,398	6,871	5.4	
07 切れ・こすれ	2,390	2,440	2,390	2,420	2,197	11,837	9.3	
08 踏み抜き	99	143	119	99	96	556	0.4	
09 おぼれ	4	203	11	4	7	229	0.2	
10 高温・低温の物との接触	365	317	329	319	279	1,609	1.3	
11 有害物質等との接触	328	266	237	214	184	1,229	1.0	
12 感電	8	5	12	15	5	45	0.0	
13 爆発	18	12	16	6	13	65	0.1	
14 破裂	13	17	15	9	20	74	0.1	
15 火災	38	44	35	25	29	171	0.1	
16 交通事故(道路)	691	777	825	841	825	3,959	3.1	
17 交通事故(その他)	58	52	50	64	37	261	0.2	
18 動作の反動、無理な動作	4,687	4,417	4,567	4,698	4,745	23,114	18.2	
19 故意の加害行為	1,043	1,075	1,088	1,066	1,093	5,365	4.2	
20 汚染血液による事故	2,386	2,219	2,033	2,079	2,076	10,793	8.5	
21 その他	2,548	2,888	3,069	3,007	2,785	14,297	11.2	
22 分類不能	90	177	145	94	115	621	0.5	
合計	25,186	25,716	25,507	25,542	25,312	127,263	100.0	

表2 傷病別

全職種							(単位:件、%)	
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計	割合	
01 骨折	5,601	5,622	5,624	5,639	5,591	28,077	22.1	
02 打撲・挫傷	5,083	5,151	5,207	5,272	5,491	26,204	20.6	
03 創傷(擦過傷含む)	3,563	3,652	3,636	3,506	3,454	17,811	14.0	
04 刺傷	2,439	2,498	2,280	2,332	2,334	11,883	9.3	
05 火傷	392	394	408	340	330	1,864	1.5	
06 靭帯、腱断裂	2,147	2,104	2,067	2,096	2,245	10,659	8.4	
07 捻挫(腰痛を除く)	1,906	1,937	2,026	2,020	1,973	9,862	7.7	
08 神経損傷	73	80	56	76	59	344	0.3	
09 脳疾患	15	30	20	22	38	125	0.1	
10 心疾患	3	5	8	7	6	29	0.0	
11 精神疾患	12	13	24	17	25	91	0.1	
12 呼吸器疾患	79	134	222	126	127	688	0.5	
13 肝臓疾患	85	66	52	35	39	277	0.2	
14 胸腹部臓器疾患(肝臓疾患を除く)	7	19	15	18	9	68	0.1	
15 食中毒	25	0	3	1	1	30	0.0	
16 腰痛	375	373	345	289	352	1,734	1.4	
17 頸肩腕症候群	11	7	7	13	7	45	0.0	
18 皮膚病	118	185	121	118	102	644	0.5	
19 眼疾患	266	258	266	290	258	1,338	1.1	
20 耳疾患	28	28	27	18	28	129	0.1	
21 鼻疾患	2	1	0	2	0	5	0.0	
22 満死	2	195	10	3	2	212	0.2	
23 その他	2,954	2,964	3,083	3,302	2,841	15,144	11.9	
合計	25,186	25,716	25,507	25,542	25,312	127,263	100.0	

資料3

全国の公務災害認定事案における死亡事案の発生状況(平成26年度)

(平成28年2月 地方公務員災害補償基金「公務上死亡災害の発生状況」から)

※通勤災害の死亡事案は除く

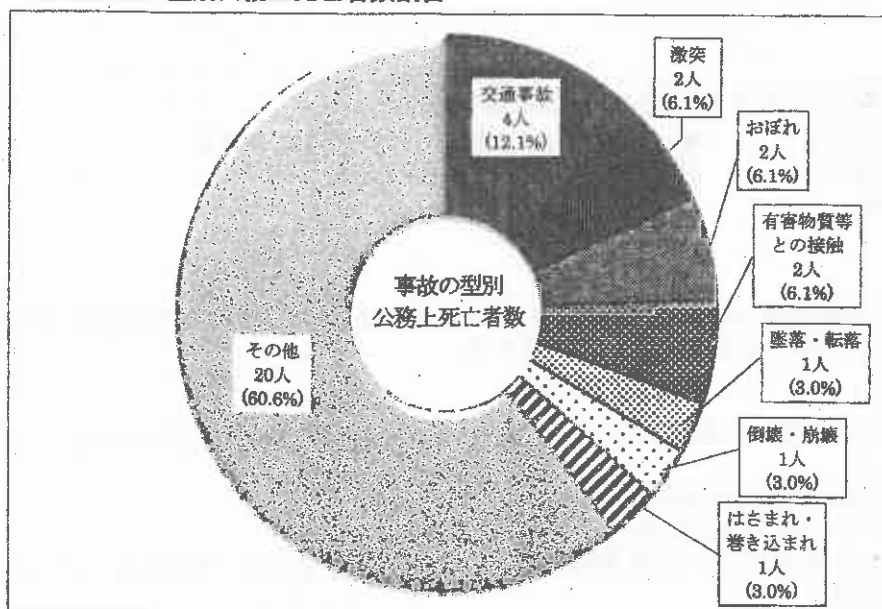
東日本大震災に起因する公務上死亡者を除いて事故の型別にみると、「その他」を除くと「交通事故」の4人(12.1%)が最も多く、次いで「激突」、「おぼれ」及び「有害物等との接触」のそれぞれ2人(6.1%)などとなっている。

なお、「交通事故」による公務上死亡者4人の職員区分の内訳をみると、「消防職員」が2人(50.0%)で、「義務教育学校職員」及び「義務教育学校職員以外の教育職員」がそれぞれ1名(25.0%)であった。

事故の型別・職員区分別公務上死亡者数(事故の型別上位)

事故の型別	合計(人)	職員区分(内訳)	(人)
交通事故	4	消防職員	2
		義務教育学校職員	1
		義務教育学校職員以外の教育職員	1
激突	2	警察職員	1
		消防職員	1
おぼれ	2	警察職員	1
		消防職員	1
有害物質等との接触	2	清掃事業職員	1
		その他の職員	1

事故の型別公務上死亡者数割合



## 公務上死亡災害発生事例（全国の事例）

### 【事例1】 炎天下での屋外作業後、熱中症により死亡する。

団体区分：都道府県      職員の区分：その他の職員  
年齢：50歳代      災害発生年月：平成24年8月  
傷病名：熱中症

#### （概要）

早朝より出勤し、気温30℃、湿度40%を超える炎天下で防災訓練の設営、撤収作業等を行っていたところ、訓練終了後、全身が痙攣し意識障害が見られたので病院に搬送したが死亡した。

#### （対策）

- 1 庁内報に熱中症予防記事を掲載した。
- 2 夏季に行われる行事等で熱中症対策が行われているか、行事の実施時期等変更の可否について調査を実施した。
- 3 産業医による熱中症予防講座を実施した。

### 【事例2】 高所作業車での剪定作業中に墜落する

団体区分：市町村等      職員の区分：その他の職員  
年齢：50歳代      災害発生年月：平成21年1月  
傷病名：出血性ショック

#### （概要）

公園にて、高所作業車のバスケット（高さ約8mの位置）に乗ってケヤキの枝の剪定作業を行っていたところ、剪定された枝周り約10cmの枝が当該バスケットのフレーム上に落下し、直後に本人の方に跳ねて直撃したため、その衝撃でバスケットから墜落し、右胸、右肩部分を強打しての出血性ショックにより死亡する。

#### （対策）

- 1 機械・器具その他の設備による危険を防止するため、日常的な点検を徹底する。
- 2 伐採等の業務における作業方法から生ずる危険防止のため、高所作業などの専門性を必要とするものについては業務委託とし、直営作業の範囲を軽作業に限定していくものとする。
- 3 作業開始時には、当該職員の健康状態の確認と安全対策としての点呼を励行する。

### 【事例3】 水質検査作業中に取水池に滑落する

団体区分：市町村等      職員の区分：電気・ガス・水道事業職員  
年齢：20歳代      災害発生年月：平成21年6月  
傷病名：溺死

#### （概要）

原水取水池の水質検査（水温・PH測定）作業中に、採水しようとして取水池の護岸ブロックを降りていったところ、足を滑らせ池中に滑落し溺死する。

#### （対策）

- 1 夜間及び早朝業務を2人体制（ローテーション）とした上で、業者と主に次の作業についての委託契約を締結した。
  - (1) 夜間・早朝の取水池状況確認作業等
  - (2) 水質検査等に伴う取水池での取水作業等
- 2 通常業務での安全確認及び位置情報の連絡体制を確立するため、業者と主に次の内容についての委託契約を締結した。
  - (1) 現場職員のインターネット等による位置情報確認等
  - (2) 緊急時における連絡体制の確立

**【事例4】 粗大ごみをピットへ投入中、車止めを乗り越えて重機ごとピットへ転落する**

団体区分：市町村等      職員の区分：清掃事業職員  
年齢：50歳代      災害発生日月：平成22年11月  
傷病名：緊張性気胸

**（概要）**

被災職員は、搬入してきた粗大ごみを貯留ピットの3.5m手前でダンプアップし、可燃性粗大ごみを同僚と点検後、被災職員が作業用重機に乗り、集まった粗大ごみを広げて少量ずつ投入する作業を行っていたところ、車止めを乗り越えて作業用重機ごと可燃性粗大ごみ貯留ピットに転落した。

**（対策）**

事故再発防止検討委員会、清掃労働安全衛生委員会の開催、作業手順の見直し、職場研修を行ったほか、車止め改良工事を実施した。

**【事例5】 作業中にレッカー車が転倒し、車体とガードレールの間に挟まれる**

団体区分：都道府県      職員の区分：その他の職員  
年齢：30歳代      災害発生日月：平成26年8月  
傷病名：低酸素脳症

**（概要）**

被災職員は、防災訓練の一斉放水の練習のため、土のうで川をせき止める作業を行っていたところ、土のうをつり上げていたレッカー車が転倒し、クレーンの操作をしていた被災職員が逃げ遅れて、ガードレールとレッカー車の間に挟まれ死亡した。

**（対策）**

移動式クレーンを使用する場合には、決裁の際に作業計画書の提出を義務づけることを総務部長名で通達した。

**【事例6】 登山練習中に足を滑らせ、7メートル下の川底に転落する**

団体区分：都道府県      職員の区分：義務教育学校職員以外の教育職員  
年齢：40歳代      災害発生日月：平成23年5月  
傷病名：外傷性ショック

**（概要）**

小雨の中での登山練習中、道幅約1mの石畳の下り坂を集団の先頭として歩いていた際、左足を山側に滑らせたため足がクロスした状態になり、リュック(15kg)の重さでバランスを崩し、約6m下の大きな岩の上に落下、さらに1m下の川底に転落し、死亡した。

**（対策）**

1 所属において、部活動時の安全確保と事故防止について全教職員に以下のとおり指示、取組をした。

(1) 部活動時の十分な指導体制と安全対策がなされているか再検討をした。

(2) 校外で活動する際、天候等による状況の変化への対応等、安全確保と事故防止に配慮した実施計画を立てた。

(3) 施設、設備、用具、器具の安全点検や活動場所の安全確保を確認した。

2 所属において、部活動の指導体制は、顧問の身体的、精神的な負担を軽減するため二人以上の複数体制とした。

3 教育委員会より全学校長に、事故防止について注意喚起し、所属職員への周知を依頼した。

## 資料4 《主な報告事例》

各所属から提出された公務災害防止対策の主な報告事例を紹介します。  
職場での公務災害防止対策にお役立てください。

災害の概要	公務災害防止対策の内容
<p>裁断機で用紙を切断していた際、枚数が適量でなかったため刃の隙間に入った用紙を取り除こうとしたところ指が刃に当たって負傷した。(教員)</p> <p>裁断機の刃が切れにくくなっていたため、レバーを強く下げた際に無理な姿勢になって肋骨を負傷した。(教員)</p>	<p>○適切な裁断枚数について、裁断機の前に貼り紙をした。</p> <p>○裁断機の刃研ぎを業者に依頼した。</p> <p>○月一回の職場安全点検時に、裁断機のチェックを実施した。</p>
<p>脚立に登って植木の剪定をしていたが、届かないところについては太い枝に登って枝を握ってのこぎりをひいていたところ、握っていた枝が折れて落下し負傷した。(労務職員)</p>	<p>○脚立を使用して届く範囲を剪定することとし、高所及び危険な作業は剪定業者に依頼することとした。</p> <p>○保護具を装着することとした。</p>
<p>温度計をカーテンレールに掛けるためにキャスター付き椅子に乗ったところ、椅子が動いて転落し負傷した。(事務職員)</p> <p>時間割を貼るためにスチール棚に登っていたが、棚から下りる際にキャスター付き椅子に足をかけたところ、椅子が動いて転落し負傷した。(教員)</p>	<p>○キャスター付きの椅子に乗っての作業はせず、脚立を使用することとした。</p> <p>○キャスター付きの椅子に乗っての作業は危険であることから、踏み台を購入するとともに、安全管理に関する確認事項を文書で定めた。</p>
<p>時間外勤務を終え、自家用車で退庁するため鉄製の門扉を開けようとしたところ、門扉のローラーに足の指を挟んで負傷した。(技術職員)</p> <p>通用門を閉めて退庁しようとしたところ、二枚の門扉の間に指を挟んで負傷した。(教員)</p>	<p>○門扉のローラーの位置に、車のヘッドライトの光で反射する反射板を設置した。</p> <p>○二枚の門扉の間が開かないように、両方の門扉の間に金具を取り付けて一枚扉として固定した。</p>
<p>階段で足を踏み外した際、大量の郵便物を両手で抱えていたため手摺りを持つことができずに転倒して負傷した。(事務職員)</p> <p>両手に資料や事務用品を抱えて階段を下りていたところ、足を踏み外して転倒して負傷した。</p> <p>夕刻で暗い中、階段を下りていたところ、足を踏み外して転倒して負傷した。(教員)</p>	<p>○郵便物等荷物が多き時は紙袋を使用するようにするとともに、階段に「足元に注意しましょう」の貼り紙をした。</p> <p>○段差の踏み外しに対する注意を喚起するため、階段の上部と下部に蛍光色の靴型のシールを貼った。</p> <p>○階段踊り場にセンサーライト、階段天井に蛍光灯を設置した。</p>
<p>ゴミを台車に載せて運搬していたところ、後方から来た大量の荷物を積んだ台車が足に衝突して負傷した。(事務職員)</p>	<p>○台車での荷物運搬にあたっては、前方が見える程度の積載量とし、周囲の状況をよく確認しながら作業することとした。</p>
<p>水路岸で瓦礫の撤去作業中に、橋梁の鉄板敷に足を引っかけて負傷した。(技術職員)</p>	<p>○周囲の危険箇所を前もって確認し、長靴や作業靴など足首まで保護できるような服装で作業を行うこととした。</p> <p>○現場に救急用品を常備するようになった。</p>
<p>スズメバチの巣の現地確認作業中、後部から飛んできたスズメバチに刺されて負傷した。(事務職員)</p>	<p>○スズメバチの巣の駆除は原則業者に依頼しているが、職員が現地確認をするだけの場合でも必ず防護服を着用し、二名以上で行うこととした。</p>
<p>体育館で実施された始業式において、床のワックスに足をとられて転倒して負傷した。(教員)</p>	<p>○滑りやすい状況であることを貼り紙で周知し、注意を促した。</p> <p>○体育館用の滑り止めワックスを購入し、塗り直した。</p>
<p>消防活動中、電線が焼き切れ剥き出しになった銅線に触れ、感電して負傷した。(消防職員)</p>	<p>○施設の構造及び消防活動に支障を来す恐れがある危険物などを関係者からできる限り聞き取り、早期に電気のブレーカーを切るなど必要な措置をとることとした。</p>

災害の概要	公務災害防止対策の内容
<p>裁断機を使用していた際、レバーを下げたところレバーがねじ込みの部分から外れ、台に指が当たって負傷した。(教員)</p> <p>プリントを裁断するため体重をかけて裁断機のレバーに覆い被さるように裁断したところ、レバーが肋骨に当たり負傷した。(教員)</p>	<p>○緩んでいたねじを固定するとともに、今後も使用するに伴い纏んでいくことが想定されることから、裁断機付近に注意書きを掲示した。</p> <p>○印刷室内に、使用上の注意について写真付きで掲示した。</p> <p>○裁断機のみならず、器具使用の際には十分気をつけるよう注意喚起した。</p>
<p>机の上に登り作品を掲示していたところ、天板が固定せずバランスを崩して転落し負傷した。(教員)</p> <p>蛍光灯を交換する際、机の上に椅子を置いて作業し、下りようとしたところ机の上のテーブルクロスが滑り転落して負傷した。(事務職員)</p>	<p>○適切な作業用具を準備し使用前に安全確認を行い、危険がある作業は複数の職員で行うこととした。</p> <p>○用務員等の職員が複数人で脚立を用い作業すべきである場合は、単独かつ安易な方策によらないようにするとともに、作業前の安全確認を徹底することとした。</p>
<p>床面が濡れた階段で足を踏み外し、転倒して負傷した。(教員)</p> <p>庁内の階段を下りていた際、バッグの紐が足に引っかかり転落して負傷した。(栄養士)</p>	<p>○吸水性の高いモップを備えて、雨天時など階段や廊下の床面が滑りやすくなっていることに気がついた職員は、モップで床面の水分を取り除く。</p> <p>○肩掛け紐をなるべく短くして必ず肩に掛けるようにし、肩に掛けない者は肩掛け紐をバッグから外すよう徹底した。</p>
<p>階段踊り場の窓を力を入れて閉めた際にバランスを崩し、バランスを崩したまま階段を数段下りた後踏み外して転落して負傷した。(教員)</p>	<p>○窓サッシの動きが固くなっていたため、学校安全点検日の点検項目に付け加えるとともに、学校用務員の日常の点検業務とした。</p>
<p>花の土の袋を台車に載せて運んでいた際、振動で袋が落ちそうになったため手をのばしたところ指を強打して負傷した。(事務職員)</p>	<p>○台車で搬送する場合、積み上げるのは適切な高さにとどめ、不安定な場合は固定することとした。</p>
<p>バレーボールの部活指導中、ゲーム形式の練習に参加していた際、膝を捻って負傷した。(教員)</p>	<p>○生徒とプレーをすると接触して怪我をすることもあるので、生徒と一緒にプレーすることはできるだけ避け、指導者として別の視点から指導するようにした。</p>
<p>検針を行うため民家の水道メーター器に近づいたところ、近くに繋がっていた犬に咬まれて負傷した。(水道事業職員)</p>	<p>○犬がメーター器近くに繋がれている場合、飼い主に対して、検針時は別の場所に繋いでもらったり、捕まえておいてもらうなどの協力をお願いすることとした。</p>
<p>公用車のラジエーターを点検しようとして蓋を開けたところ、噴射してきた高温の液が手にあたり負傷した。(運転士)</p>	<p>○車輛の異常の時には、職員の独断で対応を行わず、整備工場にて処置を行うようにした。</p>
<p>乳脂肪濃心機を回転させていたが、回転数表示部に気泡が生じ読み取れなくなったため、電源を切り惰性回転中の回転数表示部に手をかざしていたところ、装着していたゴム手袋が巻き付いて負傷した。(技術職員)</p>	<p>○機器使用時の注意事項を取り決めて確実に実践するとともに、同様の機器を所有する他の事務所にも今回の事故の概要と取り決めた注意事項を説明し、情報の共有を図った。</p>
<p>林野火災の消防活動に出動し、鎮火後に引き続いて火災原因の調査を開始した際、手の痺れや震え、呼吸苦の症状を訴え熱中症と診断された。(消防職員)</p>	<p>○防火衣装着時に保冷剤を防火衣上衣の内部に装備するとともに、各自飲料水を携行することなどを定めたマニュアルを作成し、周知徹底した。</p>

災害の概要	公務災害防止対策の内容
<p>文房具をとるために<u>椅子</u>を利用してキャビネットに上り文房具をとったが、降りる際に足を滑らせて落下して負傷した。(事務職員)</p>	<p>○キャビネット内の整理整頓を行うとともにレイアウトを変更して文房具をとりやすいようにした。</p> <p>○高所の荷をとる際に使用する昇降台を購入し安全に作業を行えるようにした。</p>
<p>刈払機による除草作業中に、<u>窪み</u>に足を取られバランスを崩し転倒し負傷した。(事務職員)</p>	<p>○作業前のミーティングで、作業手順や危険箇所等の安全確認を行う。</p> <p>○雑草等で目視できない水路や暗渠などの危険箇所は、ポール等で目印をつけ周知する。</p>
<p>事務作業に使用するため<u>長机</u>を準備していたところ、老朽化により机が倒れ、足に当たったことにより負傷した。(事務職員)</p>	<p>○机が故障しているか点検し、修理又は廃棄する。</p> <p>○使用する前に点検するなど使用手順を定め周知する。</p>
<p><u>給食調理</u>において揚げ物をしていたところ、揚げ物が網から落ち、油が跳ね返ったため、腕を火傷した。(調理員)</p>	<p>○作業における安全確認とそれに対応した作業工程を作成する。</p> <p>○未然防止のための研修を実施する。</p>
<p><u>ごみ焼却場</u>の清掃中に、舞い上がった灰により視界が悪くなり足を滑らせダクト内に転落して負傷した。(清掃事業職員)</p>	<p>○安全作業マニュアルを作成するとともに月1回以上の安全衛生集会を開催し周知する。</p> <p>○作業従事前の安全確認を徹底する。</p>
<p><u>消防訓練</u>において、防火服を着装したままランニングを行ったところ、熱中症により入院した。(消防職員)</p>	<p>○防火服を着装したままでのランニングを禁止するなど、訓練方法を見直した。</p> <p>○健康管理カードを提出するなど体調管理を厳格化した。</p>
<p>小学校において、肢体不自由児を昇降リフトから車いすに乗り換えさせるため抱え上げたところ、腰部を捻り<u>腰部捻挫</u>した。(教員)</p>	<p>○リフト等への乗り換えについて、担任のほか1名を当番制で割り当て、必ず2名体制で介助することにした。</p> <p>○福祉機関等と協力して、肢体不自由児の介助方法について習得に努める。</p>
<p>小学校において児童とアサガオに水やりをしていたところ、<u>花壇のブロック</u>に躓いて倒れ負傷した。(教員)</p>	<p>○花壇に行くとおりが平坦になるように土を入れた。</p>
<p>荷物を持って敷地内の下り坂を歩いていたところ、路面の<u>窪み</u>に躓き転倒して負傷した。(教員)</p>	<p>○路面の窪みを補修するため現状を調査し、修復した。</p> <p>○滑りやすいところなどを調査し、注意喚起した。</p>
<p><u>配線コード</u>の束がむき出しになっており、足を引っかけて転倒し負傷した。(教員)</p>	<p>○配線コードをカバーで覆い、足が引っかからないようにした。</p> <p>○危険な部分はレイアウトを変更して通行できないようにした。</p>



(平成28年度追加分)

災害の概要	公務災害防止対策の内容
<p>裁断機を使って掌サイズに裁断した紙を取ろうとしたところ、裁断機のストッパーがかかっておらず刃が下りてきてしまい、左手示指、中指、薬指を損傷した。(教員)</p>	<p>○裁断機の上に、「厳守 絶対に刃の下に手をいれないこと 使わないときはハンドルを最上段まで上げ、ロックすること」と大きく注意書きを貼り付けた。</p>
<p>式典の後片付けで、長机を収納する際、台車と長机の間に手が挟まり、右環指を切断した。(教員)</p>	<p>○パイプ椅子と長机を積み上げすぎないように、台車をゆっくり押すように、手元・足元を確認するように、注意書きを設置した。</p>
<p>実習業務のため更衣室で着替えをしたところ、更衣室の段差に躓きコンクリートの床に転倒し、左足を負傷したもの。(実習助手)</p>	<p>○所属内で小さなことであっても危険と思われる箇所の点検・巡視・見直しを行うこととした。</p> <p>○この災害を受け、新たに段差のない更衣用スペースを設けた。</p>
<p>換気扇の埃払い作業を行うために使用したベニヤ板を片付けようとしたところ、脚立と椅子の間にバランスを崩し、手を滑らせてベニヤ板が右足に落ち負傷した。(技能員)</p>	<p>○業務遂行において労働安全上問題が生じないよう貸与被服等の専用着衣(安全靴など)を使用させることとした。</p> <p>○高所等の危険と想定される業務については、単独で作業しないよう業務内容を見直した。</p>
<p>ごみ焼却場の清掃中に、舞い上がった灰により視界が悪くなり足を滑らせダクト内に転落して負傷した。(清掃事業職員)</p>	<p>○安全作業マニュアルを作成するとともに月1回以上の安全衛生集会を開催し周知する。</p> <p>○作業従事前の安全確認を徹底する。</p>
<p>教室の壁に絵を貼ろうとして、回転椅子に乗り、危ないため机に移動しようとしたところ、バランスを崩し、転倒した後頭部を打撲した。(教員)</p>	<p>○手が届かない場所での作業は、必ず脚立を使用するよう指導を徹底した。</p>
<p>カラス猫対策用ネットに使用していたブロックを片付ける際に、別の重しのブロックが左手に倒れ、ブロックとブロックの間に左手を挟み負傷した。(労務職員)</p>	<p>○重しを安定性のあるブロックや、チェーン等に交換してもらうよう、ゴミステーションを管理している協議会へ働きかける。</p> <p>○収集前には、現場の状況をしっかりと確認し、落ち着いて作業を行うことを徹底させた。</p>
<p>枝を回収車付近に運び処理できる長さにチェーンソーで短くしていたが、左手親指付け根付近をチェーンソーの刃で切ってしまう、左手部挫滅創を負った。(労務職員)</p>	<p>○作業時の安全確認、安全対策の特別教育講習を実施した。</p> <p>○テキストの読み直しを行い、機械のメンテナンスを実施した。</p> <p>○今後も作業を行う上で起こりえる事例なので、伐木等業務を行う際には、常に怪我に意識して取り組むよう指示していく。</p>
<p>雨天時の訓練実施中、雨合羽を着用しランニング終了後に熱中症にかかったもの。(消防職員)</p>	<p>○策定していた熱中症対策の検討及び検証を行い、雨合羽の着用に関する項目を設けるなど、対策のさらなる教化を図る。</p> <p>○職員の体調管理を徹底し、体調不良で訓練に挑んだ場合の危険性について説明を行う。更に、体調を適切に申告ができるような環境整備を行い、指導者が詳しく体調を把握できるように変更する。</p> <p>○一定距離を超えるランニングを実施する場合事前の計画書の提出を求めることとする。</p>
<p>火煙の搜索と聴取のため関係者に接触しようと歩いていた際に、橋状の通路から足を踏み外し、左膝の靭帯と半月板を損傷した。(消防職員)</p>	<p>○ミーティング時に被災事実の説明と、再発防止のために注意喚起を行った。</p> <p>○消防ヒヤリハットデータベースを使用してヒヤリハット訓練を実施し、再発防止や危険回避の意識を高めた。</p>

資料 5

写

「公印省略」

地基福第 74 号  
平成 28 年 3 月 4 日

福岡県知事  
企業局長  
各種委員会事務局長 } 殿

地方公務員災害補償基金  
福岡県支部長 小川 洋

地方公務員災害補償基金公務災害防止啓発ポスターの配布について

日頃から、公務災害等の認定及び補償の事務の実施に当たり、御協力賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、地方公務員災害補償基金福岡県支部では、この度標記ポスター「見逃さないで！「ヒヤリ・ハット」」を作成しましたので、送付いたします。

今後の安全衛生にぜひ御活用いただき、各職場における公務災害の未然防止の取組を強化していただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

地方公務員災害補償基金福岡県支部  
〒812-8575  
福岡市博多区東公園7-7  
福岡県総務部総務事務センター内  
TEL 092-643-3031  
FAX 092-633-3438



職場に潜む危険を認識し

**ヒヤリ**

見逃さないで!!

**ハット**

事前の対策を!!



**STOP!!**  
**公務災害**

あなたが毎日働いている仕事場の中にも「ヒヤリ・ハット」する危険が沢山潜んでいます。事前に対策をとって、安心・安全な職場作りを。

地方公務員災害補償基金福岡県支部  
<http://fukuoka-chikousaikikin.jp>

**資料6**

**◎地方公務員災害補償基金福岡県支部ホームページのお知らせ**

地方公務員災害補償基金福岡県支部では、ホームページを開設しています。是非ご活用ください。

地方公務員災害補償基金福岡県支部ホームページ  
<http://fukuoka-chikousaikikin.jp>

請求に必要な様式、研修会テキストのほか、認定の事例、Q&Aも掲載しています。こんなときどうするのかなというときに…まずチェックしましょう！！

更新情報

- 2015/6/18  
◆公務災害事務担当者研修会資料を平成27年度版に更新しました。
- 2014/7/7  
◆公務災害・通勤災害様式集に平成26年度新様式を掲載しました。
- 2014/4/14  
◆公務災害・通勤労働防止啓発リーフレット(平成26年発行)を追加しました。

地方公務員災害補償基金発行のヒヤリハット事例集も掲載しています。よくある事例のカラー(又は2色)イラスト、対策のアドバイスなどが掲載されていますので、安全衛生の研修などに是非ご活用ください！！

**◎地方公務員災害補償基金ホームページ**

地方公務員災害補償基金ホームページでは、法令・通達その他、多くの資料が掲載されています。ご活用ください。

地方公務員災害補償基金ホームページ(基金本部のホームページ) <http://www.chikousai.jp>

公務災害防止を  
クリックして…

発行図書をクリックすると、ヒヤリハット事例集のほかに、基金発行の様々な資料、リーフレットが掲載されています。災害防止、安全衛生にご活用ください。